令和５年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業）公募要領

公益財団法人地球環境センター
令和５年６月２日

公益財団法人地球環境センター（以下「センター」という）では、環境省より令和５年度地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業）の交付決定を受け、当該資金の活用により民間企業等による使用済機器等からの代替フロンを大気中に放出せずに回収・破壊を行う事業への投資を促進しています。本補助金は、途上国等における温室効果ガス（以下、「GHG」という）の排出を削減するとともに、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism、以下「JCM」という）を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成（以下「NDC：Nationally Determined Contribution」という）に活用することを目的とするものです。また、「環境省 脱炭素インフライニシアティブ（令和３年６月、環境省策定）」、「地球温暖化対策計画（令和３年10月、閣議決定）」、「環境省COP26後の６条実施方針（令和３年11月、環境省発表）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和４年６月、閣議決定）」等に沿って、相手国のニーズを深く理解した上で使用済機器等からの代替フロンを大気中に放出せずに回収・破壊を行うことにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、令和５年度地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業）交付規程（以下「交付規程」という）に従って手続き等を行っていただくことになります。

目次

1. 事業目的 1
2. 事業内容 1
(1) 事業概要 1
(2) 補助対象事業 3
(3) 採択優先国 3
(4) 補助事業者の要件 4
(5) 国際コンソーシアム構成員の責務 4
(6) 交付の対象となる事業の範囲 5
(7) 補助対象経費 5
(8) 補助金の交付額 6
(9)補助対象期間 6
(10) 補助事業の予定スケジュール（目安） 7
3. 採択審査 7
(1) 補助事業者の選定方法 7
(2) 審査方法及び審査項目 7
(3) パートナー国との合同委員会における関係プロセス 7
(4) 審査結果の通知・公表 8
4. 交付申請以降の諸手続きについて 8
(1) 交付申請 8
(2) 交付決定 8
(3) 事業の開始にあたっての注意事項 8
(4) 補助事業の変更交付及び計画変更 9
(5) 経費 9
(6) 実績報告及び書類審査等 9
(7) 補助金の支払い 9
(8) 取得財産の管理等 10
(9) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等 10
(10) 交付決定の解除等 10
(11) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用 11
5. 公募案内 11
(1) 応募方法 11
(2) 応募に必要な提出書類 12
(3) 注意事項 13
(4) 公募内容の説明 14
(5) 応募に関する質問の受付及び回答 14
6. 情報の取り扱い 14
7. 留意事項 14

(1) 事業内容の発表等 14
(2) その他 14
別表 1　経費費目の細分について 15
別表 2　事務費の内訳について 16
別添 1 18
別添 2 19

応募様式

様式０　 提案書類チェックリスト

様式1　公募提案書

様式2　実施計画書

様式2－１　実施計画書別紙

様式3　Project Idea Note for the JCM Project

様式4　経費内訳

様式5　応募者の概要

様式6　国際コンソーシアム協定書

1. 事業目的

我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを実施しています。

平成25年１月のモンゴルをはじめとして、これまでに26のパートナー国との間でJCMを構築しており（令和５年６月２日現在)、他の途上国等についても、様々な場を活用して協議を行っています。

これらを踏まえ、環境省補助事業である「令和５年度二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業」を実施します。

本補助事業は、JCMの活用を前提として、途上国等において代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊によるGHGの排出削減事業を行うとともに、JCMによるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すものです。また「環境省　脱炭素インフライニシアティブ（令和３年６月、環境省策定）」、「地球温暖化対策計画（令和３年10月、閣議決定）」、「環境省　COP26後の６条実施方針（令和３年11月、環境省発表）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和４年６月、閣議決定）」等に沿って、パートナー国のニーズを深く理解した上で代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊することにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

2. 事業内容

(1) 事業概要

代表事業者及び共同事業者（後述）（以下「補助事業者」という）には、代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊による GHG 排出削減事業を実施していただくとともに、GHG 排出削減効果の測定・報告・検証（Measurement, Reporting and Verification、以下「MRV」という）　を行っていただきます。また、JCM を構築している国等において、当該排出削減量について、2.（5）国際コンソーシアム構成員の責務に留意しつつ、以下のとおり JCM クレジットの発行を目指していただきます。

① プロジェクト登録

当該事業を JCM プロジェクトとして登録申請していただきます（プロジェクト設計書（Project Design Document; PDD）作成及びその一環として、地域住民等への説明やコメント聴取（Local Stakeholder Consultation; LSC）の実施及び第三者機関（Third Party Entity; TPE）による妥当性確認の実施を含む)。登録申請は、原則として補助事業の完了した日から 1 年以内に行ってください。JCM プロジェクト登録のためには、同制度の下での合同委員会で承認された JCM の MRV 方法論を適用する必要があります。したがって、補助事業者には、当該事業に適用可能な MRV 方法論を自ら開発するか、別途方法論の開発を行う者への当該方法論開発に必要な情報提供等に協力していただきます。

② モニタリングの実施

補助事業者は、設備を補助事業により導入する場合において、補助事業者には設備が稼働してから減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間（以下「法定耐用年数 」という。）（※）を経過するまで（また、補助事業者の責による事由により削減量を測定できない期間があれば、その期間を加算する。なお、JCM に係る二国間文書が有効な期間内に限り、期間が延長された場合はその期間も含む。）、設備を補助事業により導入しない場合において、補助事業者には補助事業を実施した年度及びその後の 2 年間の期間について（また、補助事業者の責による事由により削減量を測定できない期間があれば、その期間を加算する。なお、JCM に係る二国間文書が有効な期間内に限り、期間が延長された場合はその期間も含む。）（以下、MRV 期間という）、JCM 合同委員会で承認された又は承認されることを前提とした MRV 方法論により、実際に GHG 排出削減量を測定・報告していただきます。また、設備が稼働もしくは補助事業を実施した日からその年末までの期間及びその後 MRV 期間について、毎年、GHG 排出削減効果及び設備の稼働状況に関する事業報告書を環境省に提出していただきます。なお、事業の効果を、補助事業を実施するパートナー国と情報共有するため、事業報告書を当該パートナー国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。

③ クレジット発行申請

承認された MRV 方法論を基に、モニタリング実施結果を用いて JCM クレジットの発行を申請していただきます（モニタリングレポートの作成、TPE による検証の実施及び JCM 合同委員会へのクレジット発行通知申請書の提出を含む)。原則として、当該プロジェクトにより日本側に発行された JCM クレジットは日本国政府の口座に納入していただきます。また、事業に係る契約書等にクレジット配分に関する記述がされる場合は、パートナー国との JCM 二国間文書を遵守することを妨げないようにしてください。

発行申請については、設備が稼働もしくは補助事業を実施してから MRV 期間を対象として行っていただきます（ただし JCM 二国間文書が有効な期間内に限る（期間が延長された場合はその期間も含む。例えば、JCM 二国間文書の有効期間が 2030 年から 2040 年までに延長され、法定耐用年数が当該年で終了した場合は 2040 年までとなる)。

初回のクレジット発行申請は、原則として JCM プロジェクトとして登録されてから 1 年以内に行ってください（ただし、パートナー国との協議状況等により発行申請を行えない場合については、その限りではない)。それ以降は、複数年分をまとめて申請することも可能ですが、必要に応じて、2030 年以前にクレジット発行申請を行っていただく場合があります。ただし法定耐用年数満了後は 1 年以内に、かつ法定耐用年数満了が 2031 年以降である場合は、2030 年までの削減量について 2031 年中あるいは 2032 年以降できるだけ早期に発行申請を行ってください。

※ 法定耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」をご参照ください。

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015

※　上記①～③に係る経費は本補助事業の補助対象とはならない旨、合わせて留意ください。なお、これら①～③の実施に当たり必要となる方法論やプロジェクト設計書（PDD）の作成、モニタリングレポート作成、TPE による妥当性確認・検証について、環境省が必要と認めた場合は、環境省からの支援があります。

(2) 補助対象事業

本事業の対象は、以下の①～⑤の要件を満たすものとします。

① JCM 二国間文書に署名しているパートナー国又は署名が見込まれる途上国等において、代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊活動を行うとともに、実現した GHG 排出削減量を JCM に基づくクレジットとして獲得することで、我が国の NDC の達成に資する事業であること。

② 補助事業が持続可能な開発（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現へ寄与すること。設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全、人権対応に関する国際的な慣行・ガイドラインに従っていること。

③ 事業の成果として GHG の排出削減量を定量的に算定し、検証ができるものであること。

④ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」をいう）を受けていないこと。

⑤ 事業が JCM 事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発行される可能性があると合理的に見込まれること。

(3) 採択優先国

以下に示す日本との間で JCM を構築している 26 のパートナー国（令和5年6月2日現在）における事業の提案を優先します。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー※2、タイ※3、フィリピン、セネガル※1、チュニジア※1、アゼルバイジャン※1、モルドバ※1、ジョージア※1、スリランカ※1、ウズベキスタン※1、パプアニューギニア※1、及びアラブ首長国連邦※1

※1 令和 4 年以降に署名した新規パートナー国については、当該パートナー国との合同委員会の設置（両国事務局を含む）や関係する JCM 規則・ガイドライン類（合同委員会運営規則、実施規則、プロジェクトサイクル手続）の合同委員会における策定がされ次第、パートナー国との合同委員会における関係プロセスを開始します。新規パートナー国との合同委員会の設置等の最新情報については JCM ホームページの各パートナー国のページでご確認ください。
https://www.jcm.go.jp/

※2 ミャンマーに関する応募については、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保等する場合があります。

なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」におけるパートナー国を 30 か国程度とすることを目指す方針を踏まえ、パートナー国以外の署名が見込まれる途上国等での事業の提案についても新規パートナー国に向けた二国間交渉と並行して採択を検討することを前提に提案を受け付けます。

(4) 補助事業者の要件

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者とします。

① 次のいずれかに該当する日本法人であること。

（ア） 民間企業（外国の企業が会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立する日本法人含む）

（イ） 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第2条第1項に規定する独立行政法人

（ウ） 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

（エ） その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者

② 国際コンソーシアムの代表事業者であること。

注 1） 国際コンソーシアムとは、①の日本法人（以下「代表事業者」という）と外国法人等（以下「共同事業者」）により構成され、事業を効率的に実施する組織。

注 2) 交付申請は、代表事業者が行なうこと。

注 3）代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。

③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。

④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること。

⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。

⑦ 別添1に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

(5) 国際コンソーシアム構成員の責務

① 国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人は下記の責任を負うこととします。

（ア） 本補助事業の応募の際、申請者となること。

（イ） 円滑な事業実行と目標達成のために、事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理、確定検査、その他の事務について一元的窓口となること。

（ウ） 使用済機器等からの代替フロンを大気中に放出せずに回収・破壊を行うための優れた技術等の導入を行うこと。

（エ） 代表事業者は、事業の実施のための詳細設計、継続的かつ適切な MRV 体制を構築するための活動、現地関係者への普及啓発、代替フロンの回収・破壊に必要な設備の購入及び既

存設備の改修、技術移転及び訓練及び実証等、継続的な代替フロンの回収、破壊体制を構築するための活動等、補助事業実施に係る全ての責任を負うとともに、設備を導入する事業においては、設備が稼動してから法定耐用年数満了までの期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理すること。

（オ） 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。

② 国際コンソーシアムを構成する事業者は下記の責務を負うこととします。

（ア） 当該事業に適用可能な MRV 方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をすること。

（イ） 当該事業の TPE による妥当性確認及び対象工場・事業場における GHG 排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPE に対する必要な資料及び情報の提供等の協力をすること。

（ウ） 使用済機器等からの代替フロンを大気中に放出せずに回収・破壊を行うための優れた技術の導入のより、GHG 排出削減対策を実施し、GHG 排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。

（エ） モニタリング結果に基づき、導入設備による GHG 排出削減効果を算出し、MRV 期間において毎年、環境省に報告すること。

（オ） JCM を構築している国において、JCM 合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。

（カ） JCM 合同委員会に対し、当該プロジェクトによるクレジットの発行申請を行い、発行された JCM クレジットを、日本国政府の口座に納入すること。

（キ） 補助事業の完了後においても、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

（ク） 国際コンソーシアムを構成する事業者の変更が承認された場合においても、上記（ア）～（キ）の措置を継続実施すること。

(6) 交付の対象となる事業の範囲

① 事業の実施のための詳細設計

② 継続的かつ適切な MRV 体制を構築するための活動及びモニタリング機器等の購入

③ モニタリングの実施

④ 事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係事業者・団体・地方自治体及び周辺地域住民等（以下「現地関係者」という。）の普及啓発

⑤ 代替フロンの回収・破壊に必要な設備の購入及び既存設備の改修

⑥ 現地関係者への技術移転及び訓練及び実証等、継続的な代替フロンの回収・破壊体制を構築するための活動

(7) 補助対象経費

以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各費目の内容については、別表1に定めるとおりとします。

① 人件費

② 業務費（設備費、賃金、社会保険料、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、委託料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料及び消耗品費及び備品購入費）

※詳細は、別表第１及び別表第２を参照ください。

＜補助対象外経費＞

以下の費用は補助対象外となるものの事例です。

① 既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）

② 導入設備の保守、非常用設備、安全・衛生、防火・防犯に要する機器及び消耗品

③ 土木工事費、建屋等の建設費（GHG 排出削減に直接寄与する構造物を除く）

④ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用

⑤ 予備品

⑥ 本補助事業に係る報告書の作成や現地検査等に要する費用

⑦ 為替予約手数料、銀行振込手数料

⑧ 土地取得費

＜自社製品等の調達を行う場合の利益排除について＞

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品等の調達等に係る経費がある場合、通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、補助対象経費の実績額の中に自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者の自社製品等の調達を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(8) 補助金の交付額

上限額は、1件あたり 5,700 万円とします。

(9)補助対象期間

提案する事業実施期間については、設備が稼働した日が属する年度の翌年度から起算して最長２年度以内、及び、期間の合計を５年度以内（※）とすることができますが、補助対象期間は単年度であるため、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。したがって、複数年度にまたがる事業を実施される場合には、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書を提出していただくことが必要です。なお、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行うものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

（※） 事業実施１年目に設備が稼働した場合、事業実施期間は最長３年度となる。設備の導入等が複数年度に渡る場合、事業実施３年度以内に設備が稼働し、事業の合計実施期間を５年度以内とする必要がある。

(10) 補助事業の予定スケジュール（目安）

日　程	内　　　　　容
令和５年６月２日（金）	公募開始（通年公募となります）
７月３日（月）	一次採択審査提案書締切
７月上旬～７月下旬	一次採択分審査実施
一次採択決定 （夏頃）	審査結果の通知
交付内示後 30日以内	交付申請・事務処理説明
	交付申請書の提出
交付内示後 60日以内	交付決定
	事業の開始
11月30日（木）	公募終了 ※但し、交付内示額が予算額に達した段階で終了となります。
～令和６年２月29日（木）	事業の実施
補助事業完了から30日を経過した日又は３月8日（金）のいずれか早い日	完了実績報告書の提出
3月末まで	センターによる補助金支払

3. 採択審査

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を行ったうえで選定します。応募者より提出された書類等をもとに、別添 2「令和5年度地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業） 採択審査基準」（以下、「審査基準」という）に基づき、センターによる審査を行い、環境省と協議の上、JCM パートナー国の地理的、技術的な配分等も踏まえ補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（交付内示）します。

(2) 審査方法及び審査項目

始めに、審査基準の「（1）基礎審査」項目に基づき、提案書の書面審査を行います。この基礎審査に合格した応募者に対して、審査基準の「（2）評価審査」項目に基づき、ヒアリング審査を実施します。なお、審査の過程で追加資料の提出等を求めることがあります。

ヒアリング審査は、応募書類受領後に随時実施する予定です。

(3) パートナー国との合同委員会における関係プロセス

ヒアリング審査後、採択候補案件について JCM 事務局へ「PIN（Project Idea Note for the

JCM Project)」を送付いたします。JCM 事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付し、採択に異議がないことを確認した上で、採択案件を決定します。なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得ます。また、パートナー国側からの照会内容については JCM 事務局からセンターを通じ、応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性があります。

(4) 審査結果の通知・公表

採択の場合は内示通知を応募者に送付するとともに、採択事業について、環境省及びセンターのウェブサイトにおいて、国名、事業名、事業者名、想定排出削減量等を公表いたします。また、併せて記者発表を行う場合があります。ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

不採択の場合はその旨ご連絡します。

4. 交付申請以降の諸手続きについて

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、センターに提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがあります。

（申請手続等は別途定める交付規程をご参照ください）

(2) 交付決定

センターは、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

3．(4)の採択案件の決定（交付内示）を通知した日から60日を経過した後、または年度内にセンターの責に帰する事由以外で交付決定できない場合は事業実施が困難と判断し、交付内示を取り消すことがありますのでご注意ください。

なお、不備のない交付申請書がセンターに到達してから交付決定まで約30日を要します。随時センター担当者と確認をとり、遅くとも交付内示後30日以内に交付申請書を完成させてください。

(3) 事業の開始にあたっての注意事項

補助事業者は、センターからの交付決定日以降に初めて補助事業の開始が可能となります。また、補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

① 契約日、発注日はセンターの交付決定日以降であること。

② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。

③ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) 補助事業の変更交付及び計画変更

1）補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、あらかじめ変更交付申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

2）補助事業者は、補助金の額の変更が伴わない場合で下記のいずれかに当たる場合は、あらかじめ計画変更承認申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

① 補助事業に要する経費の配分（別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。）を変更しようとするとき。ただし、各区分の配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除きます。

② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除きます。

（ア） 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ） 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（ウ） GHG排出削減量及びJCM によるクレジット発行見込量に変更がない場合

(5) 経費

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後 5 年間保管する必要があります。

(6) 実績報告及び書類審査等

① 年度終了実績報告書

補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 10 日までに年度終了実績報告書をセンターに提出してください。

② 完了実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）したときに、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書をセンターに提出してください。

完了実績報告書の提出に当たっては、工事等及びその実績に応じた支払いを完了させ、請求書及び領収書等を添付してください。

センターは補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及びオンライン調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを確認します。センターにおいてその内容が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書により補助事業者に通知します。

(7) 補助金の支払い

センターは、補助事業完了時に原則としてオンライン確定検査を行い、書類の審査を行った上で補助事業者に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者からの請求に基づき、請求を受けた会計年度の 3 月 31 日までに支払を行うものとします（精算払）。 また、概算払請求を受けた場合にも同様の手続きを経てその実績に応じた額の支払いを行うものします。

精算払は当該確定額から概算払を行った額の合計額を除いた金額を補助事業者に支払うものとします。ただし、概算払を行った額の合計額が確定額を超えているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとします。

(8) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等の管理状況について毎年、事業報告書で報告していただきます。補助金交付の目的に従って、補助事業の完了後、事業完了時の温室効果ガス削減想定量の削減を達成していただきますが、やむを得ず達成できない場合には事業報告書にその理由を付記して報告していただきます。取得財産等のうち単価50万円以上の機械、器具等を処分（補助金の交付の目的（※）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）することをいう。）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。補助対象設備に抵当権を設定する場合も財産処分に該当しますので、抵当権を設定する前に財産処分申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供していただきます。

なお、センターの承認を受けて取壊し等を行い当該財産が使用できなくなった場合においても、上記２（１）③クレジット発行申請に従い、当該取壊し等の前のモニタリング結果を基にクレジット発行申請を行っていただきます。

また、国際コンソーシアム内の外国法人等に譲渡する場合も、あらかじめセンターに報告する必要があります。

なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省JCM設備補助事業（JCM Model Project）である旨をステッカー添付等により明示しなければなりません。

※補助金交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容

(9) 補助事業者の合併･統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降法定耐用年数を経過するまでの間において、合併･統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なくセンターに報告する必要があります。

(10) 交付決定の解除等

補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければなりません。

この場合、または次のいずれかに該当する場合には、センターは交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業者は交付規程に従い、交付した補助金をセンターに返還しなくてはなりません。ただし、④の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではあり

ません。

① 補助事業者が、適正化法、同法施行令その他の法令若しくは交付規程、又はこれらに基づくセンターによる処分若しくは指示等に従わない場合

② 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

③ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

④ 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く）

(11) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

5. 公募案内

(1) 応募方法

補助事業への応募については、以下のとおり提出ください。

①提出方法

公募受付期間内に応募に必要な提出物の電子データを、提出先にメールの添付ファイルとして提出して下さい。

応募書類のデータが大容量となりメール添付ができない場合には、ファイル受け渡しサービスを設定しますので、③に記載する連絡先にファイル受け渡しサービスの設定を依頼してください。

また以下の点をご注意ください。

（ア） 原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません。

（イ）ご提出いただいた資料の返却はいたしません。

（ウ）応募書類は案件の選定のみに用います。

③　公募受付期間

令和５年６月２日（金）～令和５年11月30日（木）正午必着

通年公募とします。但し、交付額が予定額に達した段階で終了となります。

第一次採択分審査対象： 令和５年７月３日（月）正午までの応募分

ただし、必要に応じて追加公募を行う場合があります。

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が環境省の事情に起因しないものについては、受理しません。メール送付の場合、こちらの受信時刻によって期限内の提出かを判断しますので、その点ご留意ください。

③提出先（本件窓口）

〒113-0033　東京都文京区本郷 3-19-4（本郷大関ビル４階）

公益財団法人地球環境センター　東京事務所

担当：　島

TEL：　03-6801-8860

Email：　freon@gec.jp

(2) 応募に必要な提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、様式が定められているものについては、必ずセンターのウェブサイトから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

① 提出書類

（ア） 公募提案書【様式１】

（イ） 実施計画書【様式２】

実施計画書別紙【様式２－１】、プロジェクトの内容説明書（様式任意）、プロジェクトの年度ごとの資本計画（様式任意）、方法論資料（様式任意）を補足資料として添付してください。

最大 10 ページで作成するようお願いします。

（ウ） PIN （Project Idea Note for the JCM Project）【様式３】

応募された事業のプロジェクト情報やクレジット配分案等を、英文で作成いただきます。ヒアリング審査後、採択候補案件について、JCM 日本事務局へ PIN を送付いたします。JCM 日本事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 日本事務局からパートナー国の JCM 事務局と合同委員会へ送付し、採択に異論がないことを確認した上で、採択案件を決定します。なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得ます。また、パートナー国側からの照会内容については JCM 日本事務局から応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性があります。本【様式】は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該パートナー国の政府職員に共有しますことを、あらかじめご了承願います。

（エ） 経費内訳【様式４】

経費内訳は年度ごとに記載し、金額の根拠がわかる書類（見積書）等を参考資料（様式任意）として必ず添付してください。

（オ） 応募者の概要【様式５】

応募者及び共同事業者の概要【様式５】、応募者及び共同事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款を提出してください。また、設立が予定されている段階であれば、設立の認可を受けてください、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、応募者の業務概要が分かる資料を作成の上、提出してください。

（カ） 応募者の経理状況説明書（直近３決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書（※）を提出してください。

※ 応募時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算。法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を

経過していない場合には、応募年度の事業計画及び収支予算と、直近の１決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書。法人の設立から２会計年度を経過し、かつ、３会計年度を経過していない場合には、直近の２決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書。キャッシュフロー計算書は、法令上作成義務がない場合であっても提出してください。

代表事業者の経理状況説明書を提出ください。共同事業者の財務状況については、代表事業者の責任において審査を行ってください。

（キ） 国際コンソーシアム協定書【様式６】

国際コンソーシアム協定書（案）を提出ください。応募時点においては国際コンソーシアム協定書への署名は必要ありません。採択後の交付申請時には署名済みのものを提出していただきます。

国際コンソーシアム協定に関する詳細書類等（協定書締結に向けた調整状況を説明する資料など、様式任意）も合わせて提出ください。

（ク） 代替フロン等の回収・破壊活動を担保するための措置に関する説明資料（様式任意）

（ケ） 提出書類チェックリスト（確認欄にチェックを入れること。）【様式０】

（コ） その他参考資料

※ 添付資料として提出する書類データにはチェックリスト【様式０】の番号に従ったファイル名をつけて番号順に保存すること。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メール等にて別途問い合わせさせていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、予め御了承ください。

(3) 注意事項

応募申請にあたっては下記事項について十分にご注意ください。

① 応募締切日の応募受付は、正午締切りです。

② 採択案件の補助金額が予算上限に達した時点で公募は終了となるため、締切日に拘らず速やかに申請してください。

③ 申請時には、提出書類のチェックリスト【様式０】に基づいて必ずクロスチェック（複数人のチェック）を行い不備の無い状態でご申請ください。

④ 英語以外の外国語の書類について、和訳の添付がないと審査に支障をきたす場合がありますので、その場合、和訳を添付してください。なお、英文書類についても応募受付後に和訳の添付を依頼することがあります。

⑤ 原則として、一度申請された書類の変更は受け付けません。

⑥ 申請情報は採択案件の選定のみに用います。

(4) 公募内容の説明

公募説明会は実施しません。

(5) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付方法

電子メールにて本件窓口へ送信してください。電子メールの件名は、「質問:令和5年度フロン事業」としてください。

○ 受付期間

令和5年6月9日(金)17時まで

○ 回答

受付期間終了から1週間程度でセンターのウェブページに掲載します。

6. 情報の取り扱い

センターは、この公募要領や交付規程に従ってセンターに提出される各種書類及び経理等の証拠書類(請求書、契約書、支払いの事実を示す書類)等並びにこれらの電子データについては、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理します。

7. 留意事項

(1) 事業内容の発表等

環境省では、本補助事業の実施内容及び成果について広く国内外へ情報発信していくことを予定しています。このため、導入した設備に関する公表可能な写真などを提供していただきますので、あらかじめご了承ください。また、補助事業者においても、国内外を問わず公表するよう努めるとともに、公表に当たっては、環境省補助事業によるものである旨を明示してください。

(2) その他

本公募要領で規定するもののほか、必要な事項は適正化法及びその施行令(昭和 30 年政令第 255 号)の規定、及び交付規程に定めますので、これらをご参照ください。

また以下に示す JCM 設備補助事業ジェンダー・ガイドラインについても、併せてご参照下さい。

https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf

別表１　経費費目の細分について

１　補助事業	２　補助対象経費	３　基準額
二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業	補助事業を行うために必要な、人件費及び業務費（設備費、賃金、社会保険料、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、委託料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料及び消耗品費及び備品購入費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）	センターが必要と認めた額

別表２　事務費の内訳について

１　区分	２　費目	３　内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入・リース並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与
	社会保険料	事業を行うために必要な労務費に対する社会保険料の事業主負担保険料
	本工事費	材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具及び借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能若しくは資格を必要とする業務又は事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験の施工を外注する場合に要する経費
	旅費	事業を行うために必要な国内外の交通移動に係る経費
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費

	雑役務費	事業を行うために必要な翻訳費や手数料等の諸業務に係る経費
	借料及び損料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等
	消耗品費及び備品購入費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費（事務用品、回収ボンベ等）

別添１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、公募提案書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、センターの求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）補助事業として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）補助事業として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方（以下「契約相手方」という。）としません。

３．契約相手方又は共同事業者（以下「契約相手方等」という。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は契約相手方等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別添２

令和５年度地球温暖化対策推進事業費補助金
（二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業）
採択審査基準

令和５年６月２日
公益財団法人地球環境センター

１．はじめに

「二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）第３（６）に基づき、公益財団法人地球環境センター（以下「センター」という。）は、公正性かつ透明性が確保された手続きにより間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採択に関する審査基準を当該委員会の承認を受けて作成しました。

センターは、本審査基準に基づいて環境省と協議し、日本との間でJCMを構築している国（以下「パートナー国」という。）の合同委員会において採択に異論がないことを確認の上、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism。以下「JCM」という。）の地理的、技術的な配分等を踏まえ間接補助金交付先の採択を行います。

２．事業の目的

JCM資金支援事業のうち代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業に要する経費の一部を補助することにより、民間企業等による代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊を行う事業への投資を促進し、パートナー国等における温室効果ガス（GHG）の排出を削減するとともに、JCMを通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）の達成に活用することを目的とします。また、「環境省 脱炭素インフライニシアティブ（令和３年６月、環境省策定）」、「地球温暖化対策計画（令和３年10月、閣議決定）」、「環境省　COP26後の６条実施方針（令和３年11月、環境省発表）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和４年６月閣議決定）」等に沿って、パートナー国等のニーズを深く理解した上で代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊を行うことにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

以下に示すパートナー国における事業の提案を優先します。

パートナー国（令和5年6月2日現在26か国）

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー※2、タイ、フィリピン、セネガル※1、チュニジア※1、アゼルバイ

ジャン※1、モルドバ※1、ジョージア※1、スリランカ※1、ウズベキスタン※1、パプアニューギニア※1、及びアラブ首長国連邦※1

※1　令和４年以降に署名した新規パートナー国については、当該パートナー国との合同委員会の設置（両国事務局を含む）や関係するJCM規則・ガイドライン類（合同委員会運営規則、実施規則、プロジェクトサイクル手続）の合同委員会における策定がされ次第、パートナー国との合同委員会における関係プロセスを開始します。新規パートナー国との合同委員会の設置等の最新情報についてはJCMホームページの各パートナー国のページでご確認ください。
https://www.jcm.go.jp/

※2　ミャンマーに関する応募については、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保する場合があります

なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和４年６月閣議決定）」におけるパートナー国を30か国程度とすることを目指す方針を踏まえ、パートナー国以外での事業の提案についても新規パートナー国に向けた二国間交渉と並行して採択を検討することを前提に提案を受け付けます。

なお以後における「補助金」「補助事業者」は、それぞれ実施要領における「間接補助金」「間接補助事業者」を指します。

３．審査基準の概要

補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査します。なお、（１）基礎審査のすべての審査項目を満たしている提案者に対して、（２）評価審査を実施します。

（１）基礎審査

まず基礎審査として、以下の審査項目を満たしていることを確認します。その上で、すべての審査項目を満たしている提案については、**（２）**の評価審査に進みます。いずれかの審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

１）申請者が補助事業者の要件を満たしているか
・補助事業者は以下の要件をすべて満たしているか
①　次のいずれかに該当する日本法人であること
（ア）民間企業
（イ）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（ウ）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

（エ）その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者

② 国際コンソーシアム（日本法人による代表事業者とパートナー国法人等による共同事業者とにより構成され、事業を効率的に実施する組織）の代表事業者であること

③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること

④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること

⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること

⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること

⑦ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること

２）JCM を通じて、確実な GHG の排出削減効果が期待でき、我が国の NDC の達成に貢献できるか

・事業を実施するパートナー国等における気候変動政策と合致しているか

・GHG の排出削減ができる活動・技術・ノウハウであるか

・事業における活動を通じて GHG の排出削減につながることを定量的に確認できるか

・プロジェクト実施地域において実施される代替フロン回収・破壊活動が、JCM 以外の市場メカニズムを活用した制度の下でプロジェクト登録やクレジット発行がなされることがないか（二重登録、二重発行の防止）

・事業の実施による GHG 排出削減量が JCM 規定に従ってクレジット化され配分されることについて、パートナー国関係者から異論が表明されていないか

３）補助金の交付により、民間企業等による代替フロンの漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊を行う事業への投資を促進するものであるか

４）補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか

・人件費、旅費等の根拠が明確であり、工数・渡航回数等も適切であるか

５）「脱炭素インフライニシアティブ（令和３年６月、環境省策定）」、「地球温暖化対策計画（令和３年 10 月、閣議決定）」、「環境省　COP26 後の６条実施方針（令和３年 11 月、環境省発表）」等に沿っているか

６）環境・社会経済に関する法体系などを順守しているか

・設備導入や運転について、パートナー国の環境法体系（大気汚染、水質汚

濁、廃棄物処理、騒音・振動、生態系等）を順守できるか、かつ、環境保全に関する国際的な慣行・ガイドラインを参照しているか

７）持続可能な開発（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現へ寄与しているか

・代替フロン排出抑制や現地住民への配慮などの対応が十分に行われるか

・持続可能な開発や SDGs（※）の実現に寄与しているか。また、センター公開のジェンダー・ガイドラインに沿っているか

https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf

※2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標

８）「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（令和２年 10 月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるか

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 ４年９月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応（人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるか

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf

９）本事業の補助により導入する設備等について、日本国政府からの他の補助金を受けていないか

（２）評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価を踏まえて採点を行います。

＜プロジェクト実施体制の確実性＞（35 点）

（A）申請者の経営健全性及び代表事業者としての事業実施能力（5 点）

（B）事業計画（事業スケジュール、実施サイトの決定、許認可取得の確実性を含む）の実現可能性、資金調達の確実性（資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているかを含む）（20 点）

（C）国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び資金負担についての意思決定の状況（10 点）

＜プロジェクトによる GHG の排出削減＞（20 点）

(D) GHG の排出削減量（10 点）

GHG の排出削減量の計算に合理的な計算方法を利用しているか

(E) 方法論の考え方（10 点）

・適格性要件、リファレンス排出量の設定、プロジェクト排出量の算定、モニタリング実施方法と体制が適切であるか

＜代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業の実施計画の妥当性＞（45 点）

(F) 提案事業者の経験（30 点）

提案事業者が過去に代替フロン回収・破壊事業の実施経験を持ち、回収・破壊設備の導入・普及や関係者の能力向上トレーニング等の具体的な成果を上げており、その経験を活かした事業実施計画が策定されているか

(G) 活動による効果（5 点）

・対象地域におけるこれまでの GHG 排出活動及びその原因を踏まえたうえで、事業における活動が実施されることにより、GHG の排出削減に確実に結びつくか。

・代替フロンの排出抑制を担保するための措置が十分に計画されているか

(H) 現地政府・地方自治体等における位置づけ(5 点)

・事業における活動内容が、現地政府・地方自治体等において、JCM による代替フロンの回収・破壊事業であることが明確に認識されているか（JCM 事業としての登録及びクレジット発行を目指していくための事業であることが認識されているか)。また、その旨を定めた公的な計画等が策定されているか

(I) 経費内訳（5 点）

・効果的で効率性に優れた経費が計上されており、費用対効果が高い事業となっているか

以　上